

歯科点数早見表・08年10月版の点数訂正について

今回の点数の変更は、厚労省に問い合わせた結果、日歯点数表において端数処理の間違いが明らかになったことによる対応で、10月1日から端数処理の統一を行うことになったものです。厚労省からは、この件も含めた取り扱いを「Q&A」として出し、変更点を周知させる予定とのことです。

<早見表10月版変更箇所>

- ① 3 ページ「2回目以降のスケーリング・1/3 顎を増すごと」点数 (+20) → (+19)
- ② 3 ページ「2回目以降のSRP及びPCur 小臼歯」点数 (29) → (28)
- ③ 3 ページ「2回目以降のSRP及びPCur・大臼歯」点数 (30) → (31)
- ④ 3 ページ「SPT実施後歯周ポケット搔爬術(ソウハ術)」(50/100加算) 点数 (35) → (34)
- ⑤ 8 ページ「鑄造歯冠修復の装着料」点数 (+48) → (+47)
- ⑥ 8 ページ「支台築造のその他・大臼歯」点数 (162) → (164)
- ⑦ 8 ページ「ジャケット冠の硬質レジンジャケット冠・加熱重合」装着料点数 (48) → (47)
- ⑧ 8 ページ「ジャケット冠の硬質レジンジャケット冠・光重合」装着料点数 (48) → (47)

* 端数処理の計算式は画像診断の計算式と同様です(「歯科点数表の解釈20年」143ページ)。

・「点解」、新生児加算(30/100)と2枚目以降撮影料(50/100)の計算の最後に端数を処理する例です。

・上記①～⑧も類似の計算を行うケースで、従来の算出はそれぞれの段階で端数処理をしていたため、違いが出たものです。